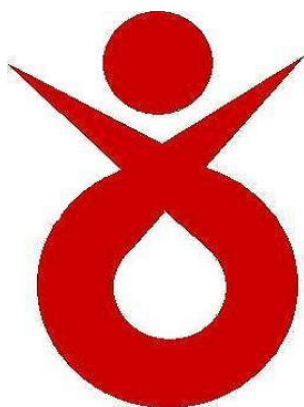


令和4年度版

北九州市立 夜宮青少年センター

利用案内



夜宮青少年センター
シンボルマーク

夜宮の“よ”の字を図案化したものです。大空へ両手を広げ、研修にはげむ青少年を描いています。上の円は、太陽と希望を、下の円は、友情と協調性を表しています。また、左右上方へ伸びる鋭角は、限りない向上と発展を力強く象徴しています。

〒804-0042

北九州市戸畑区夜宮一丁目2番1号

TEL (093) 871-3465

FAX (093) 882-0589

Mail Address kod-yomiyaseishounen@city.kitakyushu.lg.jp

友愛と創造

夜宮青少年センターのシンボルテーマは、「友愛と創造」です。友達同士の暖かいふれあい、豊かな可能性と自己創造の出発点となるように・・・という願いを、このテーマに託しています。

こんなところで

- ◎ 余暇活用による文化活動、体育レクリエーション活動、グループ作りの場
- ◎ 親子のふれあいを深める場
- ◎ 青少年団体間の交流提携、情報交換の場

こんなことに使えます

青少年グループ、サークルが自分たちのプログラムによって、自主的な活動をする“非宿泊型”の青少年施設です。サークル等の集会、研修、レクリエーション、スポーツ活動等にご利用下さい。

夜宮青少年センターの利用について

☆利用できる人

- ・青少年団体活動や健全育成活動、ならびに生涯学習に関連する活動を行う団体及び個人。
- ・市内在住・在勤の方ならどなたでもご利用できます。

○利用できる時間

区 分	勤労青少年団体	一般団体・青少年団体
スポーツホール	9時～21時	9時～19時
その他の部屋	9時～21時30分	9時～21時30分

※ 日曜日については、全室、全団体とも9時から17時までです。

※ スポーツホールの19時以降は勤労青少年団体の利用のみとします。（水曜日は除く）

※ 18歳未満のみの利用は原則19時までとしますが、指導者・保護者同伴の場合は、利用可能です。

○休所日

毎週月曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

（なお、祝日と日曜日が重なれば開所日、祝日と月曜日が重なれば翌日火曜日も休所日です。）

☆団体登録

- ① 継続的に当センターを利用する団体に団体登録をお願いしています。団体登録を行う際は、原則5人以上でお願いします。
- ② 登録有効期間は1年間（4月1日～3月31日）です。毎年、必ず更新登録をしてください。
- ③ 年度の途中で、代表者や住所等に変更があった場合は、必ず事務室へ届け出てください。
- ④ センターホームページに、団体登録票などの様式を掲載しました。電子メールでも受け付けますので、ご活用ください。

☆スポーツホールの利用

- ① 毎週水曜日・・・個人利用日（予約は一切できません。市主催事業等で利用できないこともあります。）種目はバドミントンと卓球に限らせていただきます。
使用する場合は、事務室の利用受付兼報告書に必要事項を記入し、帰りに利用時間、利用人員等を記入し提出してください。用具等は各自準備し、コートは話し合って利用してください。
- ② その他の曜日・・・卓球、バドミントン、インディアカ、ソフトバレー、バウンドテニス等で利用。
- ③ 毎週火・木・金曜日の16時～19時は中高生クラブ専用利用時間です。
- ④ 使用されたお風呂マットは、最後の団体が倉庫の元あった場所に戻してください。
個人利用日のお風呂マットは、最後の利用者（団体）が片付けて下さい。
- ⑤ ラケット、ボール、シャトル、屋内シューズ等の個人で使用する用具類は各自で用意してください。なお、コートは話し合って利用してください。
- ⑥ 使用後は使用したネット・支柱等を片付け、モップをかけてください。
- ⑦ カーテンは、その日の最後に使った団体が、開けた状態にして帰って下さい。
- ⑧ スポーツホール内での飲食は厳禁です。スポーツドリンクなども禁止です。
- ⑨ 着替えはスポーツホールの更衣室で行って下さい。ロビーや談話室やトイレなどでは、着替えをしないで下さい。（コロナ感染症拡大防止について参照）
- ⑩ スポーツホールの床に設置しているバドミントン支柱用の金具カバーの取り扱いに注意して下さい。スライド式でストップがかかるようになっていきますので、カバーを取り外さないで下さい。外れてしまった場合は、カバーの向きを確認して蓋をして下さい。（逆向きに入れると取れなくなります）
- ⑪ 節電のため、スポーツホール等の昼間の電灯使用は、必要最低限にお願いします。

☆本館の利用

- ① 事務室で、部屋の鍵、利用報告書を受け取り、冷暖房の利用についても申し出て下さい。
冷暖房については、各部屋とも事務室で集中管理しています。つきましては、冷暖房を利用する際は、事務室に利用される時間帯を申し出て下さい。温度調整は各部屋でできますが、省エネにご協力下さい。利用後に事務室で利用料金をいただきます。
- ② 飲食は談話室以外禁止です。なお、音楽室以外の部屋は、活動内容によっては認めることもありますので、事務室に問い合わせてください。
- ③ 使用後は、使ったものを元の場所に戻し、ごみはゴミ箱へ捨ててください。
窓を閉め、換気扇のスイッチを切り、消灯を確認し、部屋の鍵をかけてください。必ず、忘れ物のチェックをお願いします。
最後に、利用報告書に必要事項を記入し、鍵と一緒に職員に渡してください。
- ④ 敷地内は禁煙です。喫煙の際は必ず下足に履き替えて、敷地外で喫煙してください。
- ⑤ 調理室の利用は、必ず事務室に申し出て下さい。
調理室で、食事を作るなど独占して長時間使用する場合は、必ず部屋の使用申請をしてください。ガス器具を使う際は、その側から離れないで火元と換気に十分注意してください。使用後は必ず元栓を閉めてください。

包丁は、事務室で貸出します。取扱いには十分注意してください。

- ⑥ 談話室に新たに冷蔵庫を設置しました。これは利用者さんのための冷蔵庫です。冷蔵庫を使用する場合は、品物に団体名、責任者、日にちを直接記入するか、備付けの紙に書いて貼ってください。（当日に持ち帰るものは除く）なお、日付けや記名がないものや、保管の日から一週間たっても持ち帰ってない場合は、センターで処分させていただきます。また、センターの主催事業で利用できない場合もありますので、ご了承ください。

☆利用の申し込み

- ① 団体登録をした勤労青少年団体（構成員の過半数が18歳以上35歳以下の勤労者である団体）、社会教育認定団体は3ヶ月前の1日から、その他の登録団体は前月の1日から受付けます。未登録団体は、前月の20日から受付けます。
いずれも使用申請書に必要事項を記入の上、提出してください。
- ② 事務室にある利用予定表を見て、空いていることを確認後、使用申請書に記入し職員に手渡してください。なお、利用予定表への記入は、職員が行います。
- ③ 利用予約は、スポーツホールは原則4時間以内、音楽室は3時間以内でお願いします。
- ④ ひと月に4回まで予約できます。5回以上利用する場合は、追加申請書で1回の利用が終了のたびに1回ずつ追加申請してください。
- ⑤ 当センターは青少年のための施設です。青少年の団体の活動を優先させていただく場合があります。
- ⑥ 電話での予約は、受付けていません。必ず来所の上使用申請書を提出してください。なお、キャンセルは電話で結構ですので、できるだけ早めに連絡してください。
電話では部屋の空状況の確認だけとし、先に他の団体から使用申請書の提出があればそちらを優先します。
- ⑦ センターホームページに、使用申請書及び追加申請書の様式を掲載しましたのでご利用ください。なお、利用の申し込みにあたっては、重複申込みの事故を防止するため、電子メールでの申請はできません。従来通り、利用予定表（受付台帳）を確認の上、提出してください。

☆「使用申請書」及び「団体登録票」の取扱い

北九州市は、市を挙げて暴力団の排除に取り組んでおり、平成22年7月1日には「北九州市暴力団排除条例」を施行し、一層の排除強化に取り組んでいるところです。これに伴い「北九州市立青少年の家管理要綱」が改正されました。このため「使用申請書」及び「団体登録票」に、代表者の「フリガナ」「性別」「生年月日」を記入していただくことになっています。（団体登録された場合は使用申請書のフリガナ等は省略できます。）なお、ご記入いただいた個人情報については、必要に応じ関係する公官庁へ照会する場合のみ使用します。

☆用具の保管

定例的な団体活動のため、毎回用具を持ち運ぶことが困難な場合は、用具の保管を受け

付けていますのでご相談ください。その際は「用具保管場所使用申請書」の提出をお願いします。用具には全て団体名を記入して下さい。団体名の記入のないものや、無断で保管している用具は、処分する場合があります。用具の保管は各団体で行い、紛失、破損等の場合もセンターは責任を負いません。

☆駐車場の利用

駐車の際は、必ず白線内にきちんと止め、他の利用者の迷惑にならないようマナーを守って下さい。またサイドミラーも折りたたんで下さい。やむを得ず白線外に停めた場合は、駐車状況届に記入して事務室に届け出て下さい。

☆物品の破損等

利用者が施設の物品や建物を破損した場合は、速やかに事務室に届け出て下さい。その場合、センターの認定に基づき個人または団体に弁償して頂くこととなります。用具や施設は、大切に使用していただくようお願いします。

☆忘れ物

忘れ物をよく見かけます。利用後は忘れ物がないかももう一度確認して帰って下さい。忘れ物は、事務室前の忘れ物コーナーで展示していますので、心当たりのある方は事務室にお申し出下さい。3ヶ月を過ぎると処分させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

☆コロナ感染症拡大防止について(感染状況により対応が変わる場合があります)

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として、入館時のマスクの着用、アルコールによる手指消毒、検温、ソーシャルディスタンス等の徹底をお願いします。各部屋の換気扇もご活用ください。
- ② 3密（密集・密接・密閉）を避けて下さい。
- ③ 基本的事項の順守、使った物品・道具等はアルコール消毒をして下さい。
- ④ 更衣室の人数制限がある場合で、使用に不都合がある場合は、事務室にご相談下さい。
- ⑤ マスクはできるだけお持帰りいただくか、ビニール等に入れてごみ箱に捨てて下さい。

☆施設・冷暖房使用料

施設使用料については、社会教育関係団体、学校教育関係団体、青少年関係認定団体、障害者等に対する減免措置があります。（詳しくは別紙最終面添付資料をご参照ください。）

○施設使用料<1時間またはその端数ごとに>

施設名	9時～12時		12時～17時		17時～22時	
	平日	土・日曜日	平日	土・日曜日	平日	土曜日
スポーツホール	750円	1,000円	1,050円	1,350円	1,050円	1,350円
その他の部屋	90円		100円		160円	

※ スポーツホールは全面使用の場合です。談話室、ロビーは無料です。

○冷暖房使用料（30分単位）

和室・美術工芸室・音楽室・研修室・談話室	茶室
140円	70円

☆施設のあらまし

開所年月日	昭和48年3月11日		
建物延べ面積	1,697.3㎡		
建物構造	鉄筋コンクリート2階建 冷暖房設備（除スポーツホール）		
室名	広さ（定員）	用途	主な器材、器具
音楽室	84㎡（30人）	音楽演奏	ピアノ、アンプ
茶室	15畳（20人）	研修、集会	座机
美術工芸室	85㎡（30人）	各種工作	工作台、工作道具
研修室	84㎡（40人）	研修、集会	机、椅子、テレビ、ビデオ
和室	35畳（40人）	研修、集会	座机、座布団、毛布
調理室	28㎡（10人）	調理、料理教室	調理道具一式
スポーツホール	640㎡（200人）	卓球、バドミントン、インディアカ、ソフトバレー、バウンドテニス等	バレーボールコート1面（バドミントンコート3面） 卓球台、バドミントン・バレーボール支柱、ネット等
ロビー	（20人）	憩いの場	椅子、丸机、長椅子
談話室	（40人）	憩いの場、食事	テレビ、椅子、机、自動販売機

主催事業（予定）

☆ 子どもと保護者の事業

- ・家族で凧作り教室（5月28日（土））
- ・家族で水彩画教室（6月18日（土）・19日（日））
- ・家族で竹細工教室（7月31日（日））
- ・夏の家族で陶芸教室（8月7日（日）・8月21日（日））
- ・家族で木工細工教室（9月25日（日））
- ・家族でクラフト教室（11月27日（日））
- ・FWC（Family Winter Camp）（2月12日（日））
- ・春の家族で陶芸教室（2月26日（日）・3月12日（日））

☆ 子どもと青年の事業

- ・ミナクルキャンプ（7月16日（土）～17日（日））
- ・第31回夜宮まつり（10月16日（日））
- ・サンタが夜宮に降りてくる（12月18日（日））
- ・初めての陶芸体験（1月7日（日）・1月8日（日）・1月22日（日））

☆ 中高生の事業

- ・夜宮中高生クラブ（毎週火・木・金 16時～19時）

☆ スポーツ事業

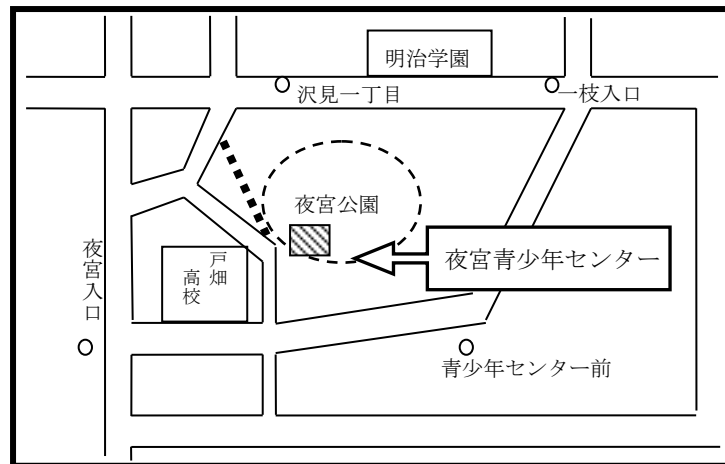
- ・第40回夜宮杯ママさんバレーボール大会（9月4日（日））
- ・第79回夜宮杯バドミントン大会（10月30日（日））
- ・第39回夜宮杯卓球大会（2月5日（日））

☆ 団体登録説明会（3月4日（土））

共催事業（予定）

- ☆ 戸畑区子どもまつり（4月29日（金））
- ☆ 戸畑区菖蒲まつり（6月5日（日））

<夜宮青少年センター案内図>



<交通機関>

戸畑駅から

- 戸畑駅前バス停より、西鉄バス（戸畑循環線）「青少年センター前」下車徒歩5分
- 戸畑駅前バス停より、西鉄バス（小倉方面行）「沢見一丁目」下車徒歩10分

小倉駅地区から

- 小倉駅地区バス停より、西鉄バス（戸畑駅方面行）「沢見一丁目」下車徒歩10分

使用料の減免措置に関する取扱いは、下記のとおりです。

北九州市立青少年の家管理要綱より抜粋

区 分	減免の割合
(1) 市の主催する事業に使用するとき。	施設使用料の10割
(2) 市と共催する事業のために使用するとき。	施設使用料の10割
(3) 市が後援する事業のために使用するとき。	施設使用料の5割
(4) 市内に事務所を有する青少年関係認定団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	施設使用料の10割
(5) 市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育関係団体又はこれらに準ずる団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	体育館・会議室等各室使用料の10割
(6) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた市内に居住する者が使用するとき。	施設使用料の10割
(7) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	施設使用料の10割以内

注 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が1級～4級までの者に限る。）が使用するときの付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同じに取り扱うものとする。